

【参考資料】

朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例

	改正後	改正前
(納稅義務者等)	(納稅義務者等)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	
3・4 (略)	3・4 (略)	
附 則	附 則	
1・2 (略)	1・2 (略)	
		(法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合)
	3 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の1とする。	
		(法附則第15条第44項の条例で定める割合)
	4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	
		(法附則第15条第45項の条例で定める割合)
	5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	

改正後	改正前
(法附則第15条第47項の条例で定める割合)	
5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
6 (略) (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)	<p>6 (略) (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
7 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受けるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第16条の3までの規定の適用を受けて得た額）又は附則第15条から第16条の3までの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	
8 前項の規定の適用を受ける場合における平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第16条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	<p>8 前項の規定の適用を受ける場合には、当該宅地等等に係る前年度分の都市計画税額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に100分の5を乗じて得た額（当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と同条に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第16条の3までの規定の適用を受けて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とした場合における都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前
課税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
課税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)	業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)
12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税にについて法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。	12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税にについて法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める額を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。
13 (略)	(略)
14 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税に	13 (略)
	14 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税に

改正後	改正前
について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等）	（宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等）
16・17（略）	16・17（略）
18 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第22項まで、第42項、第44項まで、 <u>第47項若しくは第48項</u> 、 <u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は</u> 附則第15条から第15条の3まで」とする。	18 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、 <u>第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで</u> 若しくは第46項から第50項まで、 <u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は</u> 法附則第15条から第15条の3まで」とする。
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

議案第30号新旧対照表

改正後	改正前
19 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条 の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画 税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。	19 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条 の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画 税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。